

各論点と現行の各ルールとの関係

		割賦販売法、施行令、施行規則、営業保証金規則	自主ルール（一般社団法人 日本クレジット協会）
① 悪質加盟店の発生防止及び排除	イシュー（アクワイアラー兼業者を含む。）	×	○ ・ 包括信用購入あっせんに係る自主規制規則（以下、「基本規則」という。）5条の2～5条の6、76条、77条 ・ 包括信用購入あっせんに係る自主規制細則（以下「基本細則」という。）4条の2、19条の2～19条の4
	アクワイアラー	×	×
	決済代行業者	×	×
② 加盟店情報交換センター（JDMセンター） ※ 参加会員：343社（平成26年11月1日現在）	イシュー（アクワイアラー兼業者を含む。）	○ 35条の20、35条の21 施行規則135条 （認定割賦販売協会への報告、同協会からの情報提供）	○ 基本規則63条 加盟店情報交換制度運営規則（以下「JDM規則」という。）
	アクワイアラー	×	○ JDM規則
	決済代行業者	×	×
③ 苦情処理のために必要な措置	イシュー（アクワイアラー兼業者を含む。）	○ 30条の5の2 施行規則60条 （原因究明、苦情調査、所要の措置）	○ 基本規則5条、59条～62条、64条～67条 基本細則16条、43条～45条
	アクワイアラー	×	（会員から立替払取次業者への依頼について定める基本規則65条3項・4項等はあるが、立替払取次業者に義務は課されていない。）
	決済代行業者	×	×
④ 加盟店への支払確保	イシュー（アクワイアラー兼業者を含む。）	○ 35条の3による16条～18条、21条、22条1項・3項、22条の2、の準用、35条の2 施行規則68条による施行規則14条～16条の準用 許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（営業保証金の供託、還付、取戻し）	×
	アクワイアラー	×	×
	決済代行業者	×	×
⑤ クレジットカード番号等（以下「番号等」という。）の漏洩防止	イシュー（アクワイアラー兼業者を含む。また、二月払購入あっせんを業とする者を含む。）	○ 35条の16第1項、4項 施行規則132条、133条 （番号等管理措置、番号等保有業者に対する指導等措置）	○ 基本規則5条、52条、53条～58条（カード番号の取り扱いを委託している場合） 基本細則14条、41条、42条 クレジットカード番号等の適切な管理に関する自主規制規則（以下「番号等管理規則」という。） クレジットカード番号等の適切な管理に関する自主規制細則（以下「番号等管理細則」という。）
	アクワイアラー	○ 35条の16第3項、4項 施行規則132条、133条 （番号等管理措置、番号等保有業者に対する指導等措置）	○ 番号等管理規則 番号等管理細則
	決済代行業者	× （35条の16第4項3号の番号等保有業者に該当し得るが、義務は課されていない。）	×
	加盟店	× （35条の16第4項1号・2号の番号等保有業者に該当するが、義務は課されていない。）	×
⑥ 不正利用防止	イシュー（アクワイアラー兼業者を含む。）	×	×
	アクワイアラー	×	×
	決済代行業者	×	×
	加盟店	×	×